

西ノ島町歯科診療所指定管理者募集要項

1 目的

この要項は、西ノ島町（以下「町」という。）が設置している、西ノ島町歯科診療所（以下「指定施設」という。）について、「西ノ島町歯科診療所の設置及び管理に関する条例（平成21年条例第20号）」第3条の規定に基づき、指定施設の設置目的を効果的に達成することができる指定管理者を募集します。

2 指定施設の概要

- (1) 名 称 西ノ島町歯科診療所
- (2) 所在地 島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷544番地15
- (3) 建 物 鉄骨・洋瓦 2階建の2階部分 174.95㎡

3 診療時間

診療日は、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除き、平日は午前9時から午後6時まで、土曜日は午前9時から午後零時までとします。ただし、急患その他やむを得ない事情がある場合は、診療を行います。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 歯科診療に関する業務
- (2) 歯科診療所の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他町長が必要と認める業務

5 指定期間

指定期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間

6. 管理に要する経費等

- (1) 施設運営上生じた診療料金（西ノ島町歯科診療所の設置及び管理に関する条例第6条）は指定管理者の収入とします。
- (2) 建物の修繕・改築等に要する経費については、町の負担とします。ただし、3万円（税抜）未満の軽微な修繕は指定管理者の負担とします。
- (3) 取得費の1台あたりの単価が20万円（税込）以上かつ耐用年数5年以上の備品等の更新については、町の負担とします。
- (4) 施設の管理に係る費用、(3)以外の備品等の更新及び備品等の修繕については、指定管理者の負担とします。
- (5) 指定管理料の支払いはありません。

7. 応募の資格

申請の資格は、歯科医師を有する法人その他の団体で、次の各号に掲げる条件に該当する事業者とします。

- (1) 申請者の構成員は、他の申請者の構成員でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に掲げる事項に該当する者。
- (3) 法人又は代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続きをしていない法人等であること。
- (5) 租税公課を滞納していないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員ではなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人その他団体であること。
- (7) 選定委員会委員が役員を務める団体でないこと。

8. 申請の手続き

指定管理者の指定を受けようとする者は、西ノ島町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条（平成8年町条例第37号）及び同施行規則第3条（平成17年西ノ島町規則第9号）に規定する書類を添えて申請してください。

- ① 公の施設に係る指定管理者申込書・・・様式1号
- ② 定款又は寄付行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
- ③ 申込資格申立書・・・様式2号
- ④ 国税及び地方税の納税証明書（募集要項配布開始日以降に交付されたもの）
- ⑤ 管理を行う施設の事業計画及び管理に係る収支計画書
- ⑥ 当該団体の経営状況を説明する書類
 - ・当該団体の前事業年度の収支（損益）計算書、貸借対照表及び財産目録
 - ・当該団体の現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書
- ⑦ 当該団体の業務内容を説明する書類

(1) 提出場所

- ①住 所 西ノ島町大字浦郷544番地15
- ②担当部署 西ノ島町国民健康保険 浦郷診療所
- ③電話番号 08514-6-1211（直通）

(2) 提出方法

持参、または郵送してください。

(3) 受付期間

受付期間は令和8年9月1日（火）から令和8年9月30日（水）までで、受付時間は午前9時から午後5時までです。

(4) 申請の留意事項

- ①提出された申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、町は指定候補者の選定の公表等必要な場合、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。また、町は申請書類の内容及び指定候補者の選定結果を公表しますが、申請者はこれに対して異議を申し立てることはできないものとします。なお、申請書類は返却致しません。
- ②必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
- ③申請費用は、すべて申請者の負担です。
- ④受付期間後は、既に提出された書類の内容を変更することはできません。また、申請書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

9. 現地説明

申請者と協議し日時を決定します。

10. 指定候補者の選定等について

(1) 指定候補者の選定方法

事業計画書等の申請書類を基に、町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条、及び同施行規則第5条の規定に基づき設置された「西ノ島町公の施設に係る指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、総合的に評価し、本事業に最も優れた申請者を選定します。ただし、評価の結果、適格者なしとする場合もあります。

(2) 選定基準

- ①指定施設の利用目的に沿った平等な利用が確保されること。
- ②事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理ができること。
- ③事業計画に沿った管理を行う能力を有していること。
- ④情報公開や個人情報の取り扱いを適正に行う体制が整備されていること。
- ⑤法令（条例含む。）の規定を遵守し、適正な管理ができること。
- ⑥施設を管理する上で必要な許認可を受けていること。（歯科医師の資格）
- ⑦経費の節減に向けた継続的な取り組みが確保されていること。
- ⑧危機管理の対応を適切に行う体制が整備されていること。

(3) 事業計画の評価基準

以下の基準により評価します。

①申請者の経歴及び能力

申請者の資格、経験、業務実績等について評価します。

- ・申請者の経歴、業務実績
- ・施設を代表することになる予定者の資格、経歴、業務実績
- ・業務担当予定者の人数及び体制

②計画内容の具体性

計画の的確性、現実性、独自性等について評価します。

- ・募集要項に示した業務が、計画の中に示されているか。
- ・計画内容について、手法等が的確か。
- ・計画内容について具体性があり、実現可能か。

③収支計画

- ・見積もりが適切か。
- ・経費の節減はあるか。
- ・経費の節減方法に工夫と実効性があるか。

(4) 選定結果

①選定結果については、令和8年10月末までに申請者すべてに文書で通知します。

11. 指定管理者の指定及び協定

- ①指定管理者の指定は、議会の議決を経て行います。ただし、申請書提出から議会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。
- ②町議会で、議決されれば協定の詳細について協議のうえ、指定施設管理に関する協定を締結します。

12. 指定施設管理業務の準備

指定管理者に指定された後は、自己の責任及び負担について、令和9年4月1日から円滑に指定施設の管理業務を遂行できるように、職員配置等の体制を整えてください。また、業務の引継ぎは随時行います。

13. 調査及び監査

町は、指定管理者の管理する指定施設の適正を期するために、指定管理者に対して、業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は指示をすることができます。指定管理者がこれに従わない場合、指定管理者の指定を取り消すことができます。

また、監査委員等が町の事務を監査するのに必要があると認める場合、指定管理者に対して事情説明を求め、実地に調査し、又は帳簿類その他の記録の提出を求められる場合があります。

14. 指定期間満了以前の指定の取り消し

- ①町は指定管理者が上記13の指示に従わないとき、法令及び条例に違反したとき、その他指定管理者の責任に帰すべき理由により指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることができます。
- ②上記①により指定管理者の指定が取り消され、又は業務停止となった場合、指定管理者に損害が生じて、町はその賠償の責めを負いません。
- ③指定管理者から指定取り消しの申し出があった場合には、取り消しの可否、損害賠償等必要な事項について双方で協議して対応を定めます。

15. 質疑及び回答

この要項に関する質疑及び回答は下記により行います。

① 質疑は文書で提出して下さい。

② 受付期間は令和8年9月1日（火）から令和8年9月30日（水）

午前9時から午後5時までとします。

③回答は質疑回答書として送付します。

質疑回答書は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

16. 問合せ先

住 所	〒684-0211 西ノ島町大字浦郷544番地15
担当部署	西ノ島町国民健康保険 浦郷診療所
電話番号	08514-6-1211（直通）

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

西 ノ 島 町 長 様

法人・団体名

法人・団体住所

代表者名

印

公の施設に係る指定管理者申込書

下記のとおり、公の施設に係る指定管理者について申込書を提出します。

記

1 公の施設の名称及び所在地

施設の名称	
施設の所在地	

2 添付資料

条例第 3 条に定める書類一式

年 月 日

西ノ島町長様

法人・団体名

法人・団体住所

代表者名

印

申立書

公の施設に係る指定管理者の申込資格について、下記のとおり申し立てます。

記

☐ 以下の事項のいずれにも該当しない。

- （１） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- （２） 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

☐ 国税及び地方税の納税義務がない。

（理由）

該当する項目にレ点を記入すること。